

その他のサービス

■視覚に障害のある人のためのサービス

●声の広報

18歳以上で、身体障害者手帳の障がいの程度が視覚障がい1級または2級の人を対象に、「広報津」「つ市議会だより」「つ社協だより」「暮らしの情報」をCD(カセットテープ)に収録して郵送します。

●点字シール

市からの郵便物に、課名と問い合わせ先(電話番号)が分かる点字シールを貼り付けます。

●自立歩行生活訓練事業

重度の視覚障がいのある人の自立生活に向けた、^{はくしゅう}白杖歩行や点字などの訓練を行います。

■津市重度障害者等紙おむつ等購入費助成事業

対象 医師の意見書で常時紙おむつ等の使用が必要と認められる、市内に住所のある3歳以上65歳未満の重度障がいのある在宅の人で、次のいずれかに該当する人

- ①身体障害者手帳の肢体不自由の障がい程度が1級または2級
- ②療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)
- ③精神障害者保健福祉手帳1級

対象にならない場合

- 入院・入所している人
- 市民税の所得割が46万円以上の世帯
- 生活保護を受けている人
- 日常生活用具給付事業で、すでに紙おむつの給付を受けている人

助成額 市民税非課税世帯は1カ月5,000円まで、市民税課税世帯は1カ月4,500円まで

■津市身体障害者訪問入浴サービス事業

対象 在宅で常時介護を必要とする、市内に住所のある3歳以上65歳未満の重度身体障がい

のある人で、次の全てに該当する人

- ①身体障害者手帳の肢体不自由の障がい程度が1級
- ②医師が入浴可能と認める人
- ③介護者などの立ち会いが可能な人
- ④このサービスを利用しないと入浴ができない人

対象にならない場合 介護保険法の訪問入浴介護を利用できる人

利用回数 週2回まで

利用者負担額 原則1割を負担 ※所得に応じて負担限度額があります。

■津市障がい者相談支援センター

障がいのある人や家族などから幅広い相談を受け付け、障がい福祉に関する各種制度やサービスがうまく利用できるようお願いいたします。

障がい者手帳のない人も利用できますので、お気軽にご相談ください。

とき 月～金曜日10時～15時(祝・休日、年末年始を除く)

ところ 津センターパレス3階

相談方法

- 来所…事前連絡が必要です
- 訪問…センターのスタッフが訪問します。事前に相談日時の調整が必要です
- 電話(☎272-4554)、ファクス(☎229-1382)、Eメール(✉tsu-soudan@true.ocn.ne.jp)

費用 無料

■津市障がい者虐待防止センター

家庭や職場、施設などで障がいのある人への虐待行為を見たり聞いたりしたら、電話またはファクスで津市障がい者虐待防止センター(☎264-7002、☎229-1382、津市障がい者相談支援センター内)へ通報してください。通報者の秘密は守られます。

自立支援医療

自立支援医療には育成医療、更生医療、精神通院医療があり、所得に応じて自己負担額に上限が設けられています。



■育成医療・更生医療

身体障がい者等がその障がいを除去・軽減する手術などの治療により、日常生活能力や社会生活能力などの回復を図り、その効果が確実に期待できる場合、育成医療(18歳未満)、更生医療(18歳以上)の給付が受けられます。

■精神通院医療

精神障がいの治療のため、医療機関で外来治療を受けている人に、精神通院医療の給付が受けられます。